

社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会会長の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会の会長の報酬の額及び支給方法に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(会長の報酬)

第2条 会長の報酬は、月額50,000円とする。

2 報酬は、職についた月から職を離れた月まで支給する。

(報酬の支給日)

第3条 報酬は毎月21日(その日が休日、日曜日又は土曜日にあたる時は、その前日において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)に支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。